

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江北町長 山田 恭輔

市町村名 (市町村コード)	江北町 (41424)
地域名 (地域内農業集落名)	八町地区 (八町北、八町中、八町南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は現在、営農法人や大規模の認定農業者で農業を担っているが、農業者は高齢化が進んでいる地区である。

持続的に農地利用を図り地域農業を守るため、新規農業者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者(農地管理者含む):83人、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

主な作物:水稲、麦、大豆、玉葱等

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作業の効率化を図るため、農地の集積を進め、スマート農業の導入を進める。

また、地域社会と担い手・担う者が一体となって農地を耕作や管理していく組織の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	182 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、農業法人や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の取り組みを軸に地域全体の農地を原則として農地中間管理機構に貸し付け、農業経営の安定と農村環境保全のために集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去を行い均平することで農業の作業効率を図っていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保・育成や認定農業者・認定新規農業者・農業法人の育成・支援を各関係機関(県や農業協同組合等)との連携をより強化しながら取り組む。 地域計画に基づく協議の継続及び地域の農業情勢の把握をし、その内容を各関係機関(県や農業協同組合等)と共有する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合には、融資の資金面や営農技術の指導及び情報交換などの充実を図る。 現在は活用していないが、農作業支援事業を活用できる体制の整備。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

作業効率の向上のためスマート農業の推進を図る。